

覚書

最高裁判所（以下甲という。）とENEOS株式会社（以下乙という。）とは、甲が乙へ派遣するさいたま家庭・地方裁判所川越支部判事補彦田まり恵（以下丙といふ。）の取扱いについて、次の事項を確認し、相互に本覚書を交換する。

（派遣の目的）

第1条 丙の派遣の目的は、乙における研修とする。

（研修員の所属）

第2条 丙は、甲、乙協議の上定める研修計画に基づき、

■に配属されるものとする。

（派遣の期間）

第3条 丙の派遣期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、研修を継続し難い事由が生じたときは、この限りではない。

（派遣中の給与）

第4条 派遣期間中の丙の給与は、甲の定める規定に従い、甲が丙に直接支給する。

（派遣中の費用）

第5条 丙の派遣中に要した旅費及び通勤費については、甲において支給する。

ただし、本件研修の課程において、乙（派遣先）が依頼し、甲が必要と認めた丙の旅行（海外に関するもの）については、当該旅行に関する旅費等の費用は、乙において負担する。

（派遣中の勤務条件）

第6条 丙の乙における勤務時間、その他勤務条件については、研修遂行に支障のないよう、乙の定める就業規則を尊重する。ただし、丙が傷病により連続して1週間以上の休暇を取得する場合には、乙は、甲に対し、その取扱いを協議する。

(派遣中の服務)

第7条 研修中においては、丙について乙が就業規則等で定めた服務に関する諸規定を準用する。ただし、丙が研修状況の報告や健康診断の実施等のため甲の定める場所又は所属の裁判所に出頭する場合、乙はそれが可能となるよう配慮する。

(派遣中の災害及び通勤による災害)

第8条 丙の派遣中の災害及び通勤による災害については、甲が補償を行う。ただし、明らかに乙に過失が認められる場合には、甲乙協議する。

(機密保持義務)

第9条 丙が派遣中に乙において知り得た機密については、一切を漏らしてはならない。ただし、研修結果を甲に報告するために、必要な範囲内において、事前に乙から承認を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

令和6年3月11日

甲 最高裁判所事務総局

人 事 局 長 徳 岡



乙 E N E O S 株式会社

